



あおばだより

Vol.13



あおば薬局



2017年1月から始まった
セルフメディケーション税制
をご存じですか？

◆セルフメディケーション税制ってなに？

特定成分を含む市販薬を購入した**年間合計額が1万2000円を超え**、一定の取り組みを行った方が適用を受けられる新しい制度です。

◆対象となる人は？

- ① 所得税・住民税を収めている。
- ② 1年間（1～12月）に健康の維持増進および疾患の予防への取組として一定の取組を行っている。※
- ③ 1年間（1～12月）で、対象となるOTC医薬品を12,000円を超えて購入している（扶養家族分を合算）。

◆一定の取組とは？

申告者が申告対象の1年間（1～12月）に以下のいずれかを受けることです。

- ・ 特定健康診査（いわゆるメタボ健診）
- ・ 予防接種
- ・ 定期健康診断（事業主健診）
- ・ 健康診査
- ・ がん検診



◆対象となる医薬品とは？

厚生労働省のホームページに記載されている医薬品が対象となります。

多くの対象商品には
右の識別マークが入ること
になっています。

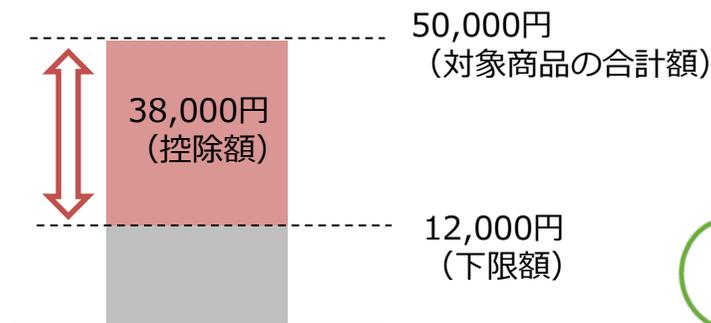


◆いくら税金が戻ってくるの？

2017年1月1日から2021年12月31日までの間に、対象となる医薬品の購入費用として、年間1万2000円を超えて支払った場合、その購入費用のうち1万2000円を超える額（上限額：8万8000円）を所得控除できる。

セルフメディケーションを活用した一例

◆所得税率20%の人の場合



所得税38,000円(控除額)×20%(所得税率)=7,600円
⇒7600円の減税効果

個人住民税38,000円(控除額)×10%(個人住民税率)=3,800円
⇒3,800円の減税効果

⇒**合わせて、11,400円の減税効果！**(戻ってくる額)

ただし、この制度は医療控除の一部であるため、“**従来の医療控除制度とセルフメディケーション税制を同時に利用することはできません。**”10万円を超えた医療費の所得控除をうけるか、セルフメディケーション税制で所得控除をうけるかは、申告者がどちらかを選択することになりますのでご注意ください。

